

定期監査及び財政援助団体等監査実施方針

【監査機能の一層の充実強化を目指して】

令和6年（2024年）3月29日監査委員決定

【令和6年（2024年）4月1日施行】

【目 的】

この方針は、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる中、地方自治法（以下「法」という。）が改正され、監査の役割が一層重要性を増していることを踏まえ、本市監査機能の一層の充実・強化を図るため、監査等のうち重要な位置を占める定期監査及び財政援助団体等監査に関して、令和元年12月に改正した「八王子市監査基準」に基づき、「八王子市監査基準実施細目」に規定する年間監査計画の策定及び当該監査実施計画における監査項目の選定等の指針として定め、各計画に基づき効果的・効率的な監査を実施し、もって監査責任を果たすことを目的とする。

【定期監査】

1 実施方針

法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、一会計年度の財務に関する事務（財務事務）等に対する監査に当たり、次のように定めて実施する。

(1) 監査対象事務の選定の基準

ア リスクの高い事務を優先的に選定

監査対象所管が行う、財務等に関する事務（監査対象事務）の管理及び執行の合規性及び適正性の程度を調査し、当該事務におけるリスクの識別・評価を行った上で、リスクが高い事務を優先的に選定して監査を実施する。

更に、直近の監査（包括外部監査を含む。）における指摘事項・意見要望事項、国・都の監査実績の有無を斟酌して絞り込む。

優先度の高い事務	事務の管理及び執行の合規性及び適正性の程度が低い事務
	リスクの量的重要性が高い事務
	リスクの質的重要性が高い事務
	前回監査等で指摘事項等とした事務
優先度の低い事務	事務の管理及び執行の合規性及び適正性の程度が高い事務
	リスクの量的重要性が低い事務
	リスクの質的重要性が低い事務
	近年包括外部監査の対象となった事務
	国や都の監査又は検査の対象となっている事務

※リスクとは

組織目的の達成を阻害する要因をいう。

識別したリスクは、量的重要性（出現頻度・影響度）及び質的重要性（信頼性・公平性・安全度）で評価を行う。

イ 先行行為（事務）にも踏み込んだ監査の実施

近年、効率的で無駄のない市行財政運営が一層求められていることに鑑み、監査対象とする事務は、財務に関する事務にとどまらず、法第199条第2項に基づき当該財務事務に密接に関連する先行行為（事務）等も含める。

(2) 着眼点の採用基準

着眼点については、実施計画に定める着眼点のうちから適宜選択するとともに、必要に応じて先行行為（事務）に関する着眼点を追加する。

2 監査のサイクル等

(1) 監査のサイクル

法が定める定期監査の趣旨によれば、一会計年度に全所管の監査を目指すべきところではあるが、監査資源が限られている中で、監査対象項目に先行行為を含めるなど監査範囲の拡大を図っていることを踏まえ、原則として3年サイクルで全所管を監査するものとする。

(2) 監査計画の策定

(1)に掲げるサイクルの監査を着実に推進するため、毎年度、全所管を対象とする3か年の計画を立て、この計画に基づき年間監査計画及び実施計画を策定するものとする。

(3) 会計年度に対応した監査の実施

事務事業を一貫して十分に検証するため、一会計年度の財務執行を1単位とした監査実施期間とする。

(4) 重点監査事項の設定

新たに設けられた規程等に対する事務の執行状況を全庁的にわたって十分に検証する必要性が生じた場合には、重点監査事項を設定する。なお、令和4年度（2022年度）執行分から令和6年度（2024年度）執行分までの監査においては、債権管理を重点監査事項とする。

【財政援助団体等監査】

1 実施方針

法第199条第7項の規定に基づく、財政的援助（補助金等）を行っている団体（以下「財政的援助団体」という。）、出資している団体で政令に定める団体（以下「出資団体」という。）、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）に関する監査に当たり、次のように定めて実施する。

(1) 監査対象事業、団体の選定の基準等

ア 財政的援助団体の選定

予算額が概ね200万円以上の補助金等（負担金・交付金を除く。）の交付を受けている事業を対象に選定し、監査は財政的援助団体単位とする。

イ 出資団体の選定

出資している団体のうち地方自治法施行令第140条の7第1項の規定に該当する次の団体を対象に選定する。

- ・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
- ・一般財団法人八王子市まちづくり公社

ウ 指定管理者の選定

令和6年（2024年）4月1日現在、指定管理者に指定されている団体を対象に選定する。

エ 外郭団体における財政的援助団体の選定

外郭団体が交付を受けている補助金等については、上記アにかかわらず、全ての事業を対象とし選定する。また、外郭団体の監査は原則として、財政的援助団体、出資団体及び指定管理者を統合して行う。本監査における外郭団体とは次の団体をいう。

- ・公益社団法人八王子市シルバー人材センター
- ・社会福祉法人八王子市社会福祉協議会
- ・公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団
- ・一般財団法人八王子市まちづくり公社
- ・公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター
- ・公益社団法人八王子観光コンベンション協会

2 監査のサイクル等

(1) 監査のサイクル

各団体が所掌する監査対象事業等における監査のサイクルは、市との関係、財政援助等の性格に鑑み下表のとおりとする。

区分	監査対象事業等	監査サイクル
外郭団体	補助事業等	5年
	出資金	5年
	指定管理事業	5年
外郭団体以外の財政的援助団体	補助事業等	原則8年
外郭団体以外の指定管理者	指定管理事業	原則5年

※外郭団体以外の出資団体で、財政援助団体等監査の対象となる団体は、現時点ではない。

(2) 監査計画の策定

(1)に掲げるサイクルによる監査を着実に推進するため、毎年度、8か年の計画を立て、この計画に基づき年間監査計画及び実施計画を策定するものとする。

なお、財政的援助団体及び指定管理者に係る監査サイクルについては、過去に実施した監査の結果により変更する場合がある。

【見直し】

本方針は、必要に応じて見直すものとする。